

平成28年度第1回自動車検査員教習実施について

平成28年度第1回自動車検査員教習が下記のとおり実施されます。

記

1. 期 日

- (1) 教習日 平成 28 年 7 月 6 日(水)から 7 月 9 日(土)まで
(詳細は別表のとおり)
- (2) 教習修了試問日 平成 28 年 8 月 3 日(水)

2. 教習及び修了試問の場所

- ・教習場所 座学及び実習の場所は契約後決定
- ・教習修了試問場所 契約後決定

3. 受講資格

道路運送車両法施行規則第 62 条の 2 の 2 第 1 項第 5 号の整備主任者（二級自動車シャシ整備士の技能検定のみに合格している者を除く。）として、教習開始日（教習修了試問日）の前日において 1 年以上（一級の自動車整備士の技能検定に合格した者にあつては、6 月以上）の実務の経験を有し、かつ、直近の整備主任者研修（法令研修）を受講している者であること。

4. 教習の申し込み期間

平成 28 年 6 月 6 日(月)から 6 月 10 日(金)までの 9 時から 17 時までとし、次のとおりとする。
本人持参、代理の場合は委任状添付（郵送不可）
先着順とし定員（120 名）に達し次第締め切り

5. 教習の申し込み手続き

教習を受ける者は、自動車検査員教習実施要領実施細目（平成 16 年 10 月 4 日付け九運技整第 361 号）による自動車検査員教習受講申込書（第 1 号様式）及び資格要件の事実を証する書面並びに申請者のあて名を書き切手（82 円）を貼った封筒 2 枚を（一社）熊本県自動車整備振興会を經由し九州運輸局長（運輸支局長）あてに提出すること。

6. 教習内容

「自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導要領について」（平成 14 年 7 月 1 日付け国自整第 63 号）記第 2 節（自動車分解整備事業及び指定自動車整備事業の指導要領）第 4 項（2）に規定する事項について教習する。

なお、自動車検査員教習実施要領（平成 16 年 10 月 4 日付け九運達第 11 号）第 9 条の特例に該当する場合は教習修了試問のみとする。

7. 携行品

別途指定（公示）する教習教材、鉛筆、消しゴム等の筆記用具及び簡易電卓等の計算用具